「航空保安無線施設の管理規程等策定基準及び安全管理システム整備基準」の一部改正　新旧対照表

改　正

令和７年１１月２７日（国官参航安第７８３号）

ATSU-ANS-G0012-03

航空保安無線施設の管理規程等策定基準
及び安全管理システム整備基準

国土交通省航空局　安全部

改訂記録表

改訂番号	改訂頁	改訂年月日	改訂理由
原文	全頁	平成２９年３月３１日	新規制定 （国官参安第１５５号）
０１	１，５	令和２年９月１７日	航空法改正に伴う変更 （国官参安第７４号）
０２	1	令和４年１２月２日	航空法施行令の改正に伴う変更 （国官参航安第７２４号）
０３	１，５	令和７年１１月２７日	滑走路の安全確保に関する指針制定に伴う変更 （国官参航安第７８３号）

第１章　（略）

１　定　義

本基準において使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1)～(10)（略）

(11)　「滑走路関係業務提供者」とは、空港の設置者、航空保安施設の設置者、管制機関等、航空運送事業者等及び航空機の地上走行の支援等を行う事業者とし、詳細は滑走路の安全確保に関する指針による。

現　行

令和４年１２月２日（国官参航安第７２４号）

ANS-G0012-02

航空保安無線施設の管理規程等策定基準
及び安全管理システム整備基準

国土交通省航空局　安全部

改訂記録表

改訂番号	改訂頁	改訂年月日	改訂理由
原文	全頁		新規制定 （国官参安第１５５号）
０１	１，５	令和２年９月１７日	航空法改正に伴う変更 （国官参安第７４号）
０２	1	令和４年１２月２日	航空法施行令の改正に伴う変更 （国官参航安第７２４号）

第１章　（略）

１　定　義

本基準において使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1)～(10)（略）

(11)　（新規）

備　考

文書番号の変更

識別符号の追加、改訂番号の変更

改訂履歴の追加

「滑走路関係業務提供者」に係る定義を追加

第２章　管理規程等策定基準 　設置者は、航空保安無線施設の管理にあたり次の１ から5 までに記載する事項について規定する管理規程等を策定するものとする １～４　（略） 5　航空保安無線施設の安全確保 　航空保安無線施設の安全確保に関する事項について詳細に定めるものとする。 　なお、これを定めるに当たっては、「滑走路の安全確保に関する指針」２．滑走路関係者が果たすべき役割及び講ずべき措置等（３）航空保安施設の設置者の取組のうち、航空保安無線施設に関連する事項に準拠するものとする。 　また、他の滑走路関係業務提供者の取組について協力し、地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための必要な措置を講ずること。	第２章　管理規程等策定基準 設置者は、航空保安無線施設の管理にあたり次の１ から4 までに記載する事項について規定する管理規程等を策定するものとする １～４　（略） 5　（新規）	滑走路の安全確保に関する指針制定に伴う追加
第３章　（略） 附　則 　本通達は、平成２９年４月１日から施行する。 附　則 　本通達は、令和２年９月２３日から施行する。 附　則 　本通達は、令和４年１２月５日から施行する。 附　則 　本通達は、令和７年１２月１日から施行する。	第３章　（略） 附　則 　本通達は、平成２９年４月１日から施行する。 附　則 　本通達は、令和２年９月２３日から施行する。 附　則 　本通達は、令和４年１２月５日から施行する。	附則の追加